

# 吉田川流域・高城川流域における特定都市河川に係るこれまでの取り組み

令和4年8月(指定に向けた議論を開始開始)

これまでの度重なる浸水被害を踏まえ、流域治水の推進を図るため、鳴瀬川流域治水協議会の下部組織として吉田川流域治水部会を設置し、鳴瀬川水系吉田川及び高城川水系高城川における特定都市河川指定に向けた取り組みについて議論を開始

令和4年11月30日

吉田川流域治水部会において、吉田川流域及び高城川流域における特定都市河川指定の事務手続きの調整を進めていくことを、宮城県、大崎市、大郷町、大和町等の流域関係市町村から同意を得て手続きを開始

令和5年5月26日

特定都市河川指定に係る法定意見聴取開始  
【吉田川及びその支川(国土交通大臣)】(令和5年6月16日完了)  
【高城川及びその支川(宮城県知事)】(令和5年6月9日完了)

令和5年7月18日

## 特定都市河川・流域の指定

令和5年8月10日

流域水害対策の推進に向けた確認書 調印式  
「吉田川・高城川命と生業を守る流域治水推進協議会」設立  
実務者会議を設置し計画内容の具体検討を開始(第1回～第5回)

令和6年度6月4日

第2回「吉田川・高城川命と生業を守る流域治水推進協議会」  
「吉田川・高城川命と生業を守る流域治水推進計画」素案作成

令和6年度(6月～7月)

計画(素案)に対するパブコメ・住民説明会

令和6年度10月25日

第3回「吉田川・高城川命と生業を守る流域治水推進協議会」  
「吉田川・高城川命と生業を守る流域治水推進計画」(案)の“承認”

令和6年11月18日策定、11月末公表

「吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画」の策定・実施

【吉田川流域治水部会(第1回～第4回)】

第3回流域治水部会により流域自治体、関係機関から、吉田川流域および高城川・鶴田川流域の特定都市河川指定について同意を得て、指定に向けた手続きを開始。



【流域水害対策の推進に向けた確認書調印式】

鳴瀬川水系吉田川等(計26河川)及び高城川水系高城川等(計10河川)が、東北地方で“初”となる特定都市河川に指定。  
今後の流域水害対策の推進に向け、関係機関による確認書調印式を開催。



【協議会発足会(第1回)】

・計画の基本的な考え方、策定スケジュールについて意見交換を実施



【実務者会議(第1回～第5回)】

・実務者会議により具体的な計画の内容について議論を実施  
・第1回実務者会議: 令和5年10月19日  
・第2回実務者会議: 令和5年12月22日  
・第3回実務者会議: 令和6年 3月1日  
・第4回実務者会議: 令和6年4月25日  
・第5回実務者会議: 令和6年8月29日



【第2回協議会】

・計画(素案)が了承され、パブリックコメントへ進むことを確認



【パブリックコメント・住民説明会】

・パブリックコメントの実施と併せ、住民説明会を開催(メール等での意見43件、説明会での意見39件)



【第3回協議会】

・第3回協議会により計画(案)が承認され、東北地方“初”となる「流域水害対策計画」の策定・公表に向けた手続実施

